

九州ブロック 再犯防止シンポジウム 実施結果報告



7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

【社明 しやめい】 【QR】

- 日時：平成30年9月26日（水）午後2時～午後4時
- 会場：「あいれふホール」（福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-1）

■ 主 催 ■
法 務 省

■ 共 催 ■

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構
特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構
更生保護法人九州地方更生保護協会
更生保護法人福岡県更生保護協会

■ 後 援 ■
福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，福岡市，奄美市

■ 結果概要 ■
裏面のとおり

*この結果報告は、福岡県更生保護協会の御理解のもと「福岡更生保護」平成30年11月1日号の一部を抜粋し、九州地方更生保護協会の協力のもと作成・印刷されたものです。

九州ブロック再犯防止シンポジウムが開催されました！

平成30年9月26日(水)、福岡市中央区舞鶴の「あいいふホール」で、法務省主催の九州ブロック再犯防止シンポジウムが開催されました。パネリストに就労支援や福祉支援に取り組む方々をお招きし、就労支援の在り方や協力雇用主の活動意義、地方公共団体と連携した就労支援や福祉支援の



必要性などについて理解協力を求めるため、DVD「HAND」の上映やパネルディスカッション等が行われ、地方公共団体職員、関係機関・団体、法務省から約180名が参加しました。

1 開会行事等

はじめに、第31回NHK杯全国中学校放送コンテストテレビ番組部門最優秀賞を受賞した田川市立中央中学校放送部制作のドキュメンタリー番組「HAND」が上映され、就労支援や協力雇用主の大切さについて、参加者に分かりやすく伝えられました。

上映後、再犯防止推進計画等検討会有識者メンバーで、協力雇用主でもある「(有)野口石油」野口義弘社長から開会あいさつがあり、「HAND」に登場する元非行少年が更生し、将来は非行少年の更生に貢献したいとの思いから、協力雇用主になることを目指して仕事に励んでいることが紹介されました。また、平成28年12月に施行された再犯防止推進法で協力雇用主が初めて法定化され、再犯防止には就労支援が重要であるため、就労支援を足掛かりに再犯防止について参加者全員で考えてほしいと呼びかけられました。



2 パネルディスカッション等

再犯防止を進める中で、「離職しがちな者に対する就労支援」「障害を有する者に対する就労支援及び福祉支援」「地方公共団体と連携して実施した就労支援」をテーマに、福岡県更生保護就労支援事業所の廣末登所長がコーディネーターとなって、以下のメンバーでパネルディスカッションが行われました。

最初に野口社長から「(有)野口石油」で保護観察対象者等(以下「対象者等」)を雇用するにあたっては「面接した者は絶対採用する」、「解雇という言葉はない」と決めており、これまで約140名の対象者等を雇用した活動紹介がなされました。多くの人たちを雇用する中で、雇用しても出勤しない、金銭被害や客とのトラブルが起きるなどの苦労はあるが、「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできないことを実感し、仕事を通して根気強く支援を行っていること」、「北九州市には協力雇用主に対して手厚いバックアップ体制があって功を奏していること」、「対象者等の更生には保護観察所、地方公共団体、保護司会等との連携が何よりも大切であること」を始め、就労支援の意義について人情味たっぷりに語られました。

次に、「(株)まつしん」佐藤代表取締役は、就労継続支援B型事業所とグループホームを運営して現在まで対象者等を10名～15名雇用してきたことの報告がなされました。対象者等には障害のある者、その疑いがある者、一般就労が困難で福祉的就労が適当と思われる者がおり、健康診断だと説得して病院を受診させ、障害者手帳取得後、福祉的就労につなげた事例もあるとのことでした。その他、対象者本人の就労の意向を尊重し、「(株)まつしん」以外で働きたいとの意向があれば、地域にある別の会社につなげる取り組みも行っているとの事例紹介もなされました。



次に佐賀県レッツ・チャレンジ雇用事業の概要について、佐賀県障害福祉部障害福祉課就労支援室の岩永障害者就労支援コーディネーターから説明が行われました。同事業では障害者、難病疾患、DV(配偶者等から暴力)被害者、刑務所出所者等を対象にして、職場実習及び職場外研修を実施し、同事業にかかる3か月間の費用を企業側に全額助成しているとの事業紹介がなされました。

これを踏まえ、佐賀県地域生活定着支援センター山崎主任相談支援員から、保護観察所から支援依頼があった知的障害のある対象者に、レッツ・チャレンジ雇用事業を利用した事例の紹介が行われました。その対象者は同事業を利用する前は障害受容ができず、短期間で職を転々として職場定着が図れなかったものの、同事業を利用して細やかな指導等を受けて障害受容ができるようになり、福祉的就労につながりかけとなったとの報告がなされました。佐賀県実施主体事業の意義として、「本人にあった仕事の開拓及びマッチングができ、細やかな支援が受けられること」、「障害者のみを対象としていないこと」、「地方公共団体にアウトリーチ(対象者のもとまで出向く)をしてもらえること」が民間団体の実務者の視点からも、とても有効だったことが紹介されました。



パネリストの発表に対し、会場の地方公共団体職員から質疑応答がなされた後、九州地方更生保護委員会西瀬戸伸子委員長から閉会挨拶がなされ、今回のシンポジウムは盛会裏に終了しました。

今回のシンポジウムは、地方公共団体に対して再犯防止施策の必要性について理解を求める目的で開催され、全国に先駆けて九州地方で開催されたものですが、就労支援を通して、「再犯防止に必要な対象者等との関わり方のヒントや関係機関との連携の重要性」、「縦割り行政から横断的な行政に変容する必要性」が成功事例を交えながら示唆された内容となり、非常に有意義なひとときとなりました。